

## 平成22年第3回上峰町議会臨時会会議録

会期 平成22年7月26日（月曜日） 1日間 本会議1日

平成22年7月26日第3回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (9名)	1番 松田俊和    2番 原慎和彦    3番 4番 漆原悦子    5番 中山五雄    6番 矢動丸博文 7番 井上正宣    8番 伊東盛雄    9番 岡光廣 10番 吉富隆
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平    教育長 吉田茂 会計管理者 鶴田直輝    総務課長 池田豪文 企画課長 北島徹    税務課長 白濱博己
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 小野清人    議会事務局係長 石橋英次

議事日程 平成22年7月26日 午前9時開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長のあいさつ
- 日程第4 議案上程 提案理由の概要説明
- 日程第5 議案審議  
議案第49号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第50号 財産の無償譲渡について
- 日程第7 議案第51号 上峰町監査委員の選任について
- 日程第8 討論・採決

午前8時58分 開会

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。本日は平成22年第3回臨時議会が招集されましたところ、御多忙中にもかかわらず御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回上峰町議会臨時議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（吉富 隆君）

日程第1．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番岡光・君及び1番松田俊和君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（吉富 隆君）

日程第2．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時議会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

### 日程第3 町長のあいさつ

議長（吉富 隆君）

日程第3 . 町長のあいさつ。

町長のあいさつをお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。平成22年第3回上峰町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用の中、早朝より御出席賜りまして心から厚く御礼を申し上げます。

7月11日執行の参議院議員選挙が終わってから、梅雨の影響で数日間連続して大雨洪水警報が発令され、全国的に洪水や土砂災害の被害が出ております。上峰町内では、のり面崩壊のおそれがある箇所が発生しましたものの、直ちに応急処置を講じました。その他には大した被害もなく安堵していたところでございます。

本日は、条例改正案、財産の無償譲渡案、人事案件、計3件を上程させていただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（吉富 隆君）

これで町長のあいさつを終わります。

### 日程第4 議案上程 提案理由の概要説明

議長（吉富 隆君）

日程第4 . 議案上程、提案理由の概要説明。

議案上程、提案理由の概要説明を求めます。

町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

まず、議案第49号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

この件につきましては、本条例中に給与天引きの規定を定めるものでございます。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

平成22年7月26日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第50号 財産の無償譲渡について。

この件については、大字前牟田1281番地の土地287平米を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

平成22年7月26日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、

議案第51号

## 上峰町監査委員の選任について

下記の者を上峰町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

### 記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1959番地 1

氏 名 西 原 淳 二

生年月日 昭和35年 7月12日

平成22年 7月26日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

西原氏は、昭和55年4月から30年間の長きにわたり税理士事務所に勤務され、経理や会計業務にも精通されておりますので、町の監査委員として適任であると確信しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、3議案提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（吉富 隆君）

ただいま町長より3議案一括上程されました。

補足説明を求めます。

総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私のほうから、議案第49号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

地方公務員法第25条第2項で、職員の給与は法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないと規定されております。しかし、本町におきましても、条例に定めのないまま慣行で給与天引きをしまいいりました。よって、給与からの控除について条例を早々に設ける必要が出てまいりましたので、この臨時議会におきまして上程させていただいた次第でございます。

内容につきましては、第2条の2を新たに設けまして、給与からの控除として第(1)号から第(6)号まででございますが、この条文を本条に加えさせていただくものでございます。

詳細につきましては、別紙新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

企画課長（北島 徹君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第50号 財産の無償譲渡についての補足説明をさせていただきます。

この所在地、大字前牟田1281番地、地目が雑種地、地積が287平米とありますこの土地につきましては、登記簿上の所有者を改めことなく非課税措置をとり続け、また、実態面では下米多区が区の共有財産として長年にわたり維持管理してこられ、現在に至っているというものでございます。

したがって、この種の土地につきましては、財産区的な考え方の配慮をして臨むことが適切だとの考えによりまして、地元は無償で譲渡するものでございます。

議員各位にはぜひとも御賛同を賜りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

議長（吉富 隆君）

以上で補足説明を終わります。

#### 日程第5 議案第49号

議長（吉富 隆君）

日程第5 議案審議。

議案第49号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第49号の質疑を終結いたします。

#### 日程第6 議案第50号

議長（吉富 隆君）

日程第6 議案第50号 財産の無償譲渡について。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

8番（伊東盛雄君）

税務課長にお伺いしますが、これ取得税はかかりますか。

税務課長（白濱博己君）

不動産取得税は県税でございます。この件につきましては、取得税はかかると思いますが、この件につきましては、登記上、坂井保夫様の名義でございますが、実際は区の所有というふうなことでございますので、後日、私どものほうからも説明はしたいと思っておりますが、県のほうから直接本人のほうに通知が行くものと思っておりますが、その件につきましては、区長様のほうにお話をさせていただいておるところでございます。可能性としては、取得税はかからないものだというふうなことで理解をしておるところでございます。

以上でございます。

8番（伊東盛雄君）

かからないということですか。もしかかる場合は、事前に当該区長さんに説明はしておくべきだと思います。県税であってもですね。その説明不足のため、いろいろトラブルが生じることがありますので、その辺つけ加えさせていただきます。

税務課長（白濱博己君）

議員おっしゃるとおりに、事前に説明はいたしておりますし、また、後日も説明をさせていただきたいというふうなことで、トラブルがないよう配慮したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第50号の質疑を終結いたします。

#### 日程第7 議案第51号

議長（吉富 隆君）

日程第7・議案第51号 上峰町監査委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

4番（漆原悦子君）

監査委員の選任ということですが、ちょっとお尋ねをいたします。

この方は、昭和55年から30年来税務事務所に勤務されて、会計全般にたけていらっしゃるということですが、この方を選任するに当たって、役場の例えば前会計担当の池田さん等ですね、現総務課長ですが、その方と実務を経験された方等にも御相談等、またほかの課長さん等にも御相談されたんでしょうか。聞くところによると、中山議員からの御紹介でということでは報告を受けておりますので、その辺をお聞かせください。

町長（武廣勇平君）

この件に関しましては、この監査委員さんがどういう人がふさわしいか、職員さんから、議員の各位からも、各方面からもいろんな意見をちょうだいする中で、私が最終的にお願いしに行った経緯がございます。

以上です。

4番（漆原悦子君）

今の状況において、税務事務所に30年勤めていらっしゃるということで、すぐれた方で奇特な方だとは思いますが、現在、今の上峰町の状況を見ますと、公会計を少しでもかじっていらっしゃる方がいいのではないかと思います。その辺はどうお考えでしょうか。

町長（武廣勇平君）

この方は、加えて補足させていただきますと、経理専門学校も卒業されておられます。会計全般に明るいということで、公会計にもすぐ順応されると私は確信しておりますので、御提案申し上げております。

以上です。

4番（漆原悦子君）

いろいろな方にお伺いされたとお聞きしますが、そういう中で、公会計ですぐ実践できる方も町内にはいらっしゃると思います、私自身はですね。今、会計の専門学校等に行かれましたと言われましたけれども、そういう中で、やはり実践を積んだ公会計を経験された人がですね、町の監査委員というのは、ある意味で、今、現職の方がやっていたらいいことにはアドバイスをする立場ではないのかなと思いますので、なれるよりも、やっぱり少しでもかじられた人のほうが理想的ではないかと思っているんですが、その辺をちょっと心配しております。

町長（武廣勇平君）

議員おっしゃるように、さまざま人選は進めてきました。その中には御経験者もおられましたが、御経験者が必ずしも受けていただけるといってないのがやっぱり人事案件だと思っております。

その中で、この方はすぐに順応できるという確信を持ちましたし、全く経験のない人と比べると、こうした専門学校も出られておりますので、ベストだというふうに思い、御提案させていただいているわけですが、御懸念のように、議員さんもさまざま人脈等おありのようですので、今後については、いろんな人事案件、皆様に聞きながら御提案を申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

よろしいですか。

4番（漆原悦子君）

いろいろな人脈をされたということですが、再度、今、いろんな方にいい人がいらっしゃるということでは考える余地は全くありませんか。それだけ聞かせてください。

町長（武廣勇平君）

今、この監査委員のことについてだと思いますが、もうこうして提案しておりますし、西原さんは、私は必ず順応され、監査委員として立派にお仕事をされるというふうに確信いたしております。

今後について、さまざまな人事案件、議員の皆様のお人脈というものをこうして一つ一つその都度お聞きしながら当たっていきたいというふうには考えております。

以上です。

4番（漆原悦子君）

では、最後をお願いいたします。

今回、中山議員の御推薦ということですが、私たち同僚議員ですから重々わかっているんですけども、議会という組織の中で動いておりますので、いろいろ御相談があるとすれば、議会の議長なり、いろんな方面で正式ルートで私たちにも御相談をしていただければということをお思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

誤解があるようですが、いろんな各議員さんにもお聞きしております。議長さんにもアイデアをいただきました。そうしたことは欠かさず今後もやっていきたいと思っております。

議長（吉富 隆君）

よろしゅうございますか。

ほかに質疑はございませんか。

5番（中山五雄君）

先ほどから聞いておりますと、私が紹介をして何か抵抗のあるような発言がっておりますけれども、町長が探していて、なかなかいい方がおられたんですけども、その方はどうしても出られないということで、いろいろちょっと悩んでおりますということで、うちの隣もこういう立派な方がおられますよということで、私が、町長一回会わんですかということで話をしたところ、そのあたりはどうなりましたかというような町長からの電話があったもんですから、私、隣なもんですから直接行って話をしてですね、この方は神高を出られて、佐賀の経理専門学校を出られて、そして今、一般目線から見たところ、要するに、こういう方が一番いいんじゃないかなと私も思ったもんですから、この方はどうですかということで言ったんですけども、要するに、地元の業者さん、佐賀んにきまでのいろんな何十社という業者さん、行政に携わった仕事をされている、その経理関係をほとんど、それとか顧問とかをやられておりますから、この方だったら間違いのないということで私も推薦をしたわけでございます。

ただ、私だけが推薦をしたということで何か不満のような意見が出ましたけれども、それは議会全体にて、今までもそういうことは、だれかにやっぱり町長が聞かれて、だれかいい人いないですかねということで決めてきたことは多々あるかと思えます。

その辺で、私はこの方はですね、実際、行政のことを直接やっていないから不安だという気持ちはありますけれども、この方も一生懸命やろうと。そいぎ、全く素人じゃないと。要するに、そういうことのいろんな相談もあって話もしてきておりますと、顧問もしておりますということは話を聞いておりますからですね。だから、私はこの方は間違いのないんじゃないかなと。その辺町長も受けとめて、こうしてもらったと思えますけれども、それで町長が不安だということ言われれば、これはもうどうしようもないですけども、私は間違いな

いと思って推薦をしたわけですから。まあ、これ以上言ったらいろいろ出てくるから以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに。

町長（武廣勇平君）

会計の分野に精通しているということは、学業と実践、現場での実践が伴っている方が精通しているという意味で言えば、この方は専門学校を出られ、きちっとした会計の知識を習得された後、実践を30年にわたりやってこられたと。その意味で会計に明るいことは間違いないと確信しておりますし、順応されることも確信いたしております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

2番（原楨和彦君）

今ずっと質疑関係の流れを聞いておまして、町長、まず一番最初に概要説明のときに、この方のことを、今、中山議員おっしゃられたように、きちっと説明をしていただいておりますと要望いたします。

それと、確かにいい人、悪い人、できる人、できない人というようなことじゃなくして、私たちは全くこの方を存じておりませんので、町長の説明がやっぱり不足と思います。

私は、この方に関しては知りませんが、町の代表監査委員ということであれば、当然監査請求その他もろもろの行政全般にかかわるようなところも出てくるんじゃないかと。そういったところの対処について、やはり私も少々不安を感じます。そういったところで、そこら辺のことについてのできますよと、そこら辺はどうだろうかというところをお教えいただきたいと思います。

以上です。

町長（武廣勇平君）

会計について御精通されることは確信しておりますし、今後、きちっと順応されていくことも確信しております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

概要説明のときにも言われましたように、そこら辺のことを筋道を立ててきちっと説明していただければと思います。

それは別にして、会計管理者にお尋ねいたしますけれども、もうぼちぼち決算監査が始まりますけれども、代表監査がいなければ決算監査はできますか、できませんか。お尋ねいたします。

会計管理者（鶴田直輝君）

前任の代表監査委員さんが病気のために辞職という形でございまして、決算審査、議会の局長とも話をいたしましたけれども、県のほうに局長のほうがお尋ねされたときには、決算審査のときには代表監査委員さんがおられたほうがいいでしょうという形で局長のほうからは聞いております。それが代表監査委員さんがいなければ、その決算審査ができないかということについては、私のほうはわかりませんが、決算審査というのは取りまとめの審査でございますので、代表監査委員さんがおられたほうがいいという形で局長のほうからはお話を聞いているところでございます。

2番（原楨和彦君）

言われるとおり、ちゃんとそろってやられたほうがベターだと思います。

しかし、もしいなければできないかというところをお尋ねしております。お願いします。

会計管理者（鶴田直輝君）

いなければできないか、できるかということだけのお返事ということでございますけれども、決算審査に代表監査委員さんが私としてはいていただいたほうがいいんじゃないかと思っておりますけれども、法律的に、じゃあ絶対できないかということについては、そうではないかなという形で思っております。

2番（原楨和彦君）

会計管理者、済みません。できるかできないかだけで結構です。教えてください。

会計管理者（鶴田直輝君）

できるかできないかという答えということでございますけれども、できるという形が答えになります。

議長（吉富 隆君）

よろしいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

8番（伊東盛雄君）

今の答弁、ちょっと間違いだと思います。監査というのは合議制になっています。1人ではだめなんです。2人で合議してするものなんです。だから、1人しかいないというときは監査になりません。

議長（吉富 隆君）

ちょっとしばらくよろしゅうございますか。

法的なもんということになりますので、局長調べたところでは、いいということらしいんです。局長に答弁はできないんでね。そこら辺については行政がきちっとしておかなきゃ。

しばらくちょっとお待ちをいただきたいと思います。

会計管理者（鶴田直輝君）

事務提要というのがございまして、監査委員、任期満了後の職務執行制度の趣旨と職務執

行の範囲ということで問いがあるわけでございますけれども、問いといたしましては、監査委員2名のうち1名が任期満了し、現在、欠員となっている。この場合、決算審査及び定例監査等の実施は、在任している1名の監査委員で行うべきか。地方自治法第197条ただし書きの規定により、任期満了となった監査委員にも監査を行わせるべきかという問いでございますけれども、その答えといたしまして、監査委員は、合議制の機関ではなく、独任制の機関であるため、現在、在任している監査委員1名が単独で監査することができるという形の答えがありますので、できるという形でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第51号の質疑を終結いたします。

#### 日程第8 討論・採決

議長（吉富 隆君）

日程第8 討論・採決。

議案第49号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決をされました。

議案第50号 財産の無償譲渡についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号 上峰町監査委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第51号を採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。ないようですので、議案第51号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。休憩。

午前9時28分 休憩

午前10時19分 再開

議長（吉富 隆君）

休憩前に引き続きまして再開をいたします。

採決の結果、賛成、反対が同数です。地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決をいたします。

議案第51号 上峰町監査委員の選任については、議長は同意すると採決をいたします。よって、議案第51号 上峰町監査委員の選任については、同意することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

以上で議会を閉じます。

平成22年第3回上峰町議会臨時会を閉会いたします。御協力大変ありがとうございました。

午前10時21分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 吉富 隆

上峰町議会議員 岡 光 廣

上峰町議会議員 松 田 俊 和